

長期収載品の選定療養に関して 令和6年10月からの医薬品自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を薬局窓口にてお支払いいただきます。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。
- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金としてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金はかかりません。
- 10月より当院では、一般名処方を基本として発行していきます。

Q1 すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか？

→ いわゆる長期収載品と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2 なぜ「特別の料金」を支払わなくてはならないのですか？

→ 皆様の保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため医療上の必要性がある場合を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には特別の料金として負担をお願いすることとなります。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

Q3 どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか？

→ 例えば、使用感や味など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」を負担いただきます。過去に当該後発医薬品で副作用が出たことがある場合等は、医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合にはどうなりますか？

→ 流通の問題などにより後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」を支払う必要はありません。

Q5 医療上の必要があると認められるのはどのような場合ですか？

→ 医師または歯科医師において、次のようなケースで長期収載品の処方等または調剤を

する医療上の必要があると判断する場合です

- ① 長期収載品と後発医薬品で薬事上承認された効能・効果に差異がある場合であって、その患者の疾病の治療のために必要な場合
- ② その患者が後発医薬品を使用した際に、副作用があったり、先発医薬品との間に治療効果に差異があったと判断する場合であって、安全性の観点等から必要な場合
- ③ 学会が作成しているガイドラインにおいて、長期収載品を使用している患者について後発医薬品への切り替えないことが推奨されている場合（てんかんなど）
- ④ 後発医薬品の剤形では飲みにくい、吸湿性により一包化できないなどの場合（単に剤形の好みという理由では認められません、この判断は薬剤師が行うこともできます）
- ⑤ この他、流通の問題などにより医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」を支払う必要はありません。